

# 玉川上水保育園の休日保育のご案内

玉川上水保育園では、保育園等の閉園する休日・祝日に、保護者の就労等により家庭で児童の保育ができないときに保護者に代わり、お子様をお預かりします。

## 1 ご利用いただける方（以下のすべてに該当する児童）

- (1) 市内在住で、令和6年4月1日現在、満1歳以上の就学前児童（1歳児クラス～5歳児クラスの児童）  
ただし、利用日に満1歳を迎えている0歳児クラスの児童は、玉川上水保育園との面談の結果、1人で歩けること、離乳食の進行状況等を勘案し受託可能と確認できれば利用できます。
- (2) 市内の認可保育園、認定こども園（2号及び3号のみ）、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、認証保育所に在籍している。
- (3) 平日と同じ在籍理由で保育が必要である。  
※平日に就労のため、保育園での保育が必要な世帯は、就労以外の理由で休日保育を利用することはできません。
- (4) 健康で集団保育が可能である。  
※一時預かり（一時保育）は在籍の有無に関わらず実施いたしません。

## 2 保育を行う休日等

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの日曜日・祝日  
各日午前7時30分から午後6時30分まで  
※年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

## 3 定 員

20名程度（満1歳児（0歳児クラス）3名、1歳児クラス5名、2歳児クラス～5歳児クラス12名）

## 4 保 育 料

徴収しません。（給食無し。おやつ有り。）  
※短時間保育認定（利用時間8時間）の児童が午前8時30分前、午後4時30分後の時間を利用する場合、延長保育料（30分毎に800円）が発生します。

## 5 利 用 方 法

利用するために「お子様の面談」と「利用登録申請」（年1回）、「利用日申請」（月毎）が必要になります。まず、お電話で面談日の予約と面談当日に利用登録申請を行ってください。併せて利用日申請を行うことも可能です。（前年度から継続利用の場合は面談（電話予約）の必要はないため、「利用登録申請」と「利用日申請」を行ってください。）

### (1) 面談日の予約

- ①受付期間 利用月の前月1日（日曜日、祝日ならば翌日）～15日（日曜日、祝日ならば前日）  
の開園時間中の午前8:30～午後5:00
- ②受付方法 玉川上水保育園へ電話連絡してください。（566-8670）

### (2) 「面談」と「利用登録申請」・「利用日申請」

- ①受付期間 上記と同期間
- ②受付場所 玉川上水保育園
- ③提出書類 次頁の「6 申請に必要な書類」を参照ください。
- ④そ の 他 ・原則、お子様同伴でお越しください。  
・利用登録は令和7年3月まで有効です。

### (3) 利用可能日の決定

- ①決 定 日 前月の22日（日曜日、祝日ならば前日）までに決定します。
- ②通知方法 利用できない方に電話連絡します。（連絡がない場合は、休日保育の利用はできます。）

### (4) 留意事項

※定員超過の場合、玉川上水保育園にて、優先順位（①利用理由②利用頻度③利用日申請書の提出順で判断）に応じて、利用の可否を決定いたします。キャンセルの頻度が多い方は、優先順位が下がります。  
※お子様の状態に応じた保育の体制が整わない場合、利用できないことがあります。

**※原則として、利用日の属する月曜日から土曜日の間に、登園しない日を1日以上設ける必要があります。事前のご相談なく在籍園を含め、7日以上続けて登園した場合、休日保育の登録が抹消される可能性があります。**

## 6 申請に必要な書類

以下の該当する書類を、面談時に玉川上水保育園に提出してください。

### (1) 全ての申請世帯に共通の書類

- ・休日保育利用登録申請書
- ・休日保育利用申込兼代替休日取得状況申出書
- ・問診票
- ・健康保険証の写し（玉川上水保育園在園児は除く）
- ・乳幼児医療証の写し（玉川上水保育園在園児は除く）

### (2) 保護者が仕事のため保育が必要な場合に必要書類

- ・休日就労（予定）証明書（年間通じて日曜日・祝日が就労でない場合、シフト表等もご用意ください。）

### (3) 保護者が仕事以外のため保育が必要な場合に、提出が必要な書類

平日の保育の利用のために東大和市に提出した書類を閲覧することに同意いただければ、必要ございません。

※同意いただけない場合等、必要書類をご用意いただくこととなりますので事前にお問合せください。

### (4) 児童の状況により提出が必要な書類

児童の診断書 ⇒ **利用を希望されるお子さんに障害又は長期にわたる疾病(手術後の経過観察も含む)がある場合、具体的な障害名又は病名、集団保育が可能であること等が書かれた医師の診断書等の提出が必要となります。**

※2名以上のお子さんを申し込む場合は、人数分の書類が必要です。

あらかじめコピー等をして、申し込みしてください。（勤務証明書を除く）

### ☆書類取得先☆

1 市内認可保育所等の保育施設、市役所の保育課(6番窓口)に設置しております。

2 当園及び東大和市のホームページから申込書等をダウンロードできます。

・玉川上水保育園ホームページ <https://tamagawajousui.pupu.jp>

・東大和市ホームページ <https://www.city.higashiyamato.lg.jp>

### ☆当日の持ち物☆

必ずすべての持ち物に名前を書いてください。

- ・大判バスタオル2枚（午睡用）・くつ下
- ・沐浴タオル・毛布
- ・食事用エプロン1枚 ・着替え一式（2組）
- ・紙オムツ・レジ袋（汚れ物入れ）2枚
- ・帽子
- ・お弁当

### ☆服 袴☆

- ・動きやすく汚れてもよい服 ・履きなれた靴
- ・お尻拭きは保育園で用意します。



### \*お 願 い\*

- ・利用を辞退（キャンセル）される場合は、お早めに施設に申し出てください。遅くとも利用日の3日前までに必ず施設に申し出てください。
- ・当日体調不良等でのお休みは、午前 7:30～午前 8:50 までにご連絡ください。
- ・体調がすぐれない児童の特別な保育は行っておりませんので、具合が悪い時はお休みしてください。
- ・原則としてお薬はお預かりしません。
- ・お子様の送迎について、施設では送り迎えはいたしません。保護者の方が責任を持って、お子様の送り迎えをお願いします。

☆連 絡 先☆ 社会福祉法人立野みどり福祉会 玉川上水保育園 電話 566-8670